

総務建設常任委員会

令和2年6月19日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年6月19日(金) 午前9時30分 開会
午後0時35分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子
副委員長 松林謙司
委員 増田順弘
" 岡本吉司
" 藤井本浩
" 吉村優子
" 下村正樹

欠席した委員 委員 杉本訓規

4. 委員以外の出席議員 議員 谷原一安
" 内野悦子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 溝尾彰人
企画部長 吉川正人
企画政策課長 高垣倫浩
" 補佐 増田智宏
人事課長 板橋行則
総務部長 吉村雅央
税務課長 中文字子
収納促進課長 椿本真司
都市整備部長 松本秀樹
建設課長 安川博敏
" 補佐 西川直孝
" 補佐 稲田恭一
" 補佐 西川基之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第49号 市道の認定について

議第50号 葛城市税条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について
- (5) 政治倫理条例の内容検討について

開 会 午前9時30分

川村委員長 皆さん、おはようございます。昨日、一般質問が終了いたしまして、いよいよ委員会がこれから始まるわけですが、梅雨の真っただ中ということでございます。コロナの感染対策に、皆様、非常に神経を使われているところでございますが、それ以外に、やはりふだんのご自分の体調管理というのが一番また難しい時期になるかと思えます。どうぞ、議会終了というところまででなく、この時期、皆さん体調管理をされまして、この議会も共々、皆さんのご協力によりましてしっかりと進めていけるように、どうぞご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

委員外議員のご出席でございます。谷原議員、内野議員、よろしく願いいたします。発言される場合は、必ず挙手をいただき指名いたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからお願いいたします。マスクをしたままのご発言で結構でございます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機の使用を認めておりますので、ご承知お祈いします。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などをお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、会議の進行に際しまして、密閉の空間にならないように入出口の窓を開放しておりますので、ご了承願います。なお、発言される場合はマスクを着用したままで発言いただきますようお願いいたします。発言につきましては、簡単明瞭にさせていただきます、会議時間の短縮のご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

まず初めに、議第49号、市道の認定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程されております議第49号、市道の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、分譲住宅の開発に伴いまして、市が帰属を受けた通り抜けのできる道路を市道認定とするものでございます。箇所図につきましては、議案書22ページから27ページとなっております。22ページから順次説明させていただきます。

まず大屋6号線でございます。延長108.0メートル、幅員6.0メートルから12メートルとなっております。

次に、南道穂11号線でございます。延長102.93メートル、幅員6.0メートルから12.0メートルとなっております。

続きまして、東室18号線でございます。延長103.71メートル、幅員6.0メートルから9.5メートルとなっております。

続きまして、北花内51号線でございます。延長127.6メートル、幅員6.0メートルから11.0メートルとなっております。

続きまして、南新町1号線、延長105.95メートル、南新町2号線、延長120.0メートルとなっております。新町3号線、延長72.2メートル、南新町4号線、延長49.6メートル、幅員はそれぞれ6.0メートルから13.0メートルとなっております。

最後に、八川・葛下川南団地2号線でございます。延長239.02メートル、幅員6.0メートルから13.0メートルとなっております。

以上、9路線、総延長1,029.01メートルを市道認定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、市道認定ということで、認定することそのものについてどうのという問題ではなく、こういう事務手続上の流れについて確認というか、お尋ねしておきたいと思います。

私も15年も議員をさせてもらいましたから、以前にも同じようなことを聞いたかと思うんですけども、今の考え方としてお尋ねしておきたい。

開発行為、開発に伴った道路で市道認定するということですが、いつの時点で認定するのかということをもっと聞いてみたいわけですね。この地図だけを見たら、もう既にその道路のところに家が建っているところがありますよね。ということは、建築確認法上は道路やと、建築確認法上第42条の道路とかいう形で道路認定をされて、建売とかいう形で売却をされたのであろうと。まだ家の建っていないところを市道認定するところも出てきてるし、もう建っているところもあると。かつ、こうして一括で出てきてる、幾つか固めて出てきておるといいます。ここの事務の流れというてええんか、申請があつて6か月以内にしますねんとか、いやいやもう1年に1回だけこうやって固めてしますねんとか、そういうところ辺、我々に分かりやすく答えいただけたらありがたいかなと。認定することそのものは、もうそんでいいんですよ。事務の流れについてだけお尋ねしておきたいと思います。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。

市道認定の流れということですが、今回は開発に伴う道路の認定ということですので、その開発の検査後というところからの説明をさせていただきます。

開発の行為が行われまして、完了検査後、担当部局で道路の帰属検査を行います。次に、建物建築の際の道路破損等について管理責任を明確にするための管理協定を交わしまして、この時点で開発業者なりから所有権移転に伴う資料を頂きまして、移転登記を行います。建物が開発区域の8割以上建築された時点で、管理の引継ぎ検査を行いまして、指摘事項が解消された後、管理引継ぎを行います。その後、年間のその引継ぎを受けた道路、それを集

約しまして、1年に1回まとめまして認定を行うということの流れとなります。

以上です。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 要するに、1年に1回認定するということですね。だから、22、23ページの、例えば大屋とか南道穂のありますやんか。これはもう既に家が建ってますやん。建ってるわけですよ。このときに開発申請された業者からいうと、もちろん道路やって建築確認あるわけやけども、市道という形では売ってないわけですよ、売却されてないわね。逆に、25ページの北花内51号線なんかやったら既に建ってるわけですよ。ここはもう建ってるというか、売れてんのか売れてないのかは別にしても、これはもう市道やという形でされる。それは、ごめんなさい、今頃聞いて。1年に1回するという事はもう決まってるわけですか。事務的なところでそういうことになってますのか、その開発申請するというところは。ほんならもう一つ聞くけど、開発申請じゃない市道認定はどうなってるのか。もう併せてお答えくれますか。申し訳ない、私が知らなくて。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

まとめて行くかどうかという話なんですけど、開発に伴う分はもちろんまとめるのと、それに一緒にそれ以外のもの、例えば去年でしたら道の駅の中の道路を認定したんですが、それも開発で寄附を頂いた分とまとめて1年に1回ということで認定をさせていただきます。その認定する際に、まとめて道路台帳の整備を行っていく流れもありますので、個々にやってしまうと、その道路台帳の整備時期も個々バラバラになってしまいますので、そのところもありまして、1年に1回まとめてさせていただくということとさせていただいております。

以上です。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 もう聞くことはないですけども、前見たら笑うてはる人あるけども、これ、だから後で、そういう決まりがあるんやったらそういう決まりやとまた見せてください。私、それが勉強不足で申し訳ないですけども、それで結構です。

川村委員長 藤井本委員、結局、申請の段階で、これ認定は1年に1回ですと、認定の作業は。申請はバラバラに申請はされますよね。そのタイムラグというか、その期間は要するに開発道路というままだに置いてあると。その認定は1年に1度やっていくというような解釈ではないのかなと思うんですが、もう一回確認の意味で答弁していただいて結構ですわ。してもらいますわ。どうぞ。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

今おっしゃられてるのは、開発行為が終わりまして、所有権移転の書類が整いまして、寄附を頂いた時点で所有権が移ります。ただ、認定はまだなんですが、それを保留というか置いておきまして、ほかの分と一緒に1年に1回するということになるかと思えます。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。

藤井本委員 また見せてもらいます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 ちょっと教えてほしいわけやけども、まずこの開発道路、開発する場合は市町村に帰属する、初めから法的に決まっておるわけやな。だから、まず登記できてあると思うんやけれども、まず登記の完了、できてあんのかどうかいうことと、それからいつも私聞くんですけども、この道路6メートルは認定幅員言うてるわけやけど、この中に水路が含まれてる。今、この水路、ほとんどの開発区域、自由勾配側溝。私がいつも聞いてんのは、この水路の管理というんか、市道認定してあるから市で管理すると、これは当然やと思います。しかし、現実には地元で管理をしてもうてるというのが現実やと思うんですね。そのときに、この自由勾配側溝で果たして清掃ができるんか。それをずっと私はお願いをしてきたわけやけど、いやいやこれは開発行為でいったらその規制はできませんねんということやけど、これを掃除しようと思ったらポンプで吸い上げんと、とてもやないけど全部開渠みたいにグレーチングを上げていくわけにはいかん。その辺の考え方をどうされてるんかと、それとそれは直接認定とは関係ないか分からんけども、例えば27ページのこの認定の中で、行政としてこの八川・葛下川南団地2号線、このここの葛下川の際、何でこれを真っ直ぐ突き抜けるような市道ができないのか。例えば、今言うてるもっと南のところであつたら、ここで既に開発されてると思う。この既に開発されてるところが、例えば道路がズボンと田んぼの分は抜いてある。将来的なことを考えた中で、この土地が買えなかったからでけへんのかも分からんけども、そういう先のことを考えたまちづくりを開発指導する段階でできてるんか、今は都市計画課長はおらへんのやな。都市計画課長おらへんのに、こんな話したらあかんのか。だから、認定するときに、建設課も道路関係あるわけやから、開発協議するときに建設課として道路を管理する立場として、そういう話が以前から全然できてないのか。過去は将来のことを見据えて、田んぼであってもそこへドン突けて行った。全てとは言わんけども、担当変わったらそれができてない。既にそういう形で、例えば踏切を廃止して道路するにしたかて、開発道路にドン突けてあつたら、そこに道路つけてきたら貫通できる。救急車入ってくる。途中まで来てそこに見えてあつたかて行かれへん。そういうふうな道路行政がええのかどうかいうことを私はずっとお願いしてきたわけやけども、担当としてはなかなか言いにくい。業者としては1坪の土地も売らなあかん、利益を取らなあかんということになってきたら、なかなか難しいとは思うけども、やっぱりそれは担当として、あるいは建設課が道路管理をする担当として、その辺の考え方を教えていただきたい。それをお願いします。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

まず1点目、登記の完了してるものについて認定してるのかということの質問かと思いますが、開発する道路、された道路については、全て所有権の移転、市に移してから認定するというで行っております。

それと、管理の話をしていただいたかと思います。自由勾配側溝で、蓋がコンクリートなので掃除しにくいという事例があるというところかと思いますが、自由勾配側溝については、市の指導として柵がある雨水柵を接続している場所についてはグレーチングで対応するようということで指導させていただいておまして、そのところから管理についての掃除等に行えると考えております。

それと、通り抜け道路についての質問だったかと思います。それについては、その区域によって真っ直ぐ通す必要がある分についてはそういう指導はすることはあるかと思いますが、なかなか県の許可基準の中に、必ず通り抜けの分は通り抜けなさいとかいうところも基準もないところもありまして、実際住んでおられる方については通り抜け道路は困るというような話も聞いてはおるところはありまして、なかなかそれを基準もない中で強行に指導するのはちょっと難しいところなのかなと考えております。

以上です。

川村委員長 岡本委員、3番目の質問なんですけど、関連ということで多分お伺いした、今回は市道の認定ですので、担当もいらっしゃらないし、答弁に限界があると思うんです。それをご承知させていただいて、ここの部分についてはあまり深く入っていけないかなというふうに思いますので、1番、2番についての確認事項はいいと思うんですけど、3番について、都市計画も含めた、これ市道の認定の議案ですので、その辺りはご承知おきいただきたいんです。担当、答弁できますか、その3番目の答弁。担当の方が今ここに座ってないんですよ。これ、市道の認定なので、今の話は反論していただいても同じ答えやと思うんですけど、この市道の認定のことについての質疑ということになりますので、あまり広範囲に答弁を求めていかれると答弁できないと私は思ってるんですが、その辺りも含めて再質問していただいたら結構ですので、その辺りを含んどいていただいたらと思います。それはもうそういうふうになりますので、進行として。

岡本委員 今、課長がおっしゃるように、当然、登記をした分やないと帰属でけへん。これはもう当然のことやと思います。しかし、中には最近、課長も知ってはるかどうかわかりませんが、登記漏れのところが1か所かあって、開発がなかなか進まない。またそこに、委員長やないけど、開発の件については建設課は分からへんという話やないけども、道路管理はどこがしてんねやと。たまたま開発行為は都市計画課になってあるけども、道路管理はどこやねんと。どこの課が担当してんねん。私はそういう意味で質問してますので、道路管理する立場となって、開発は都市計画課やねんと、何の協議もしてないんかい。開発でてきたら全部協議するわけやねん。関係課がよるわけ。そんな中で道路管理する立場として、こういう開発道路がええんかどうかということの意見を言うべきやと私は思いますよ。これに対してどうせえこうせえ、これ言わなあかんと、そんなことを俺言うてんのと違くて、今後、やっぱりこういう道路認定出してくる前に、開発のときに、建設課、道路の管理担当として事前協議のときに、こういうことをやってくださいよということきをきちっと言うてくださいという話をしてるわけ。今、課長がおっしゃるように、直接開発担当してないんか知らんけども、やっぱり前に道路がある、家があって救急車が来た、例えば火災があつて消防車が来た、貫

通しとったらこっちからでも行ける、どっちからでも行ける。ところが、ドン突きの家があるために、行こうにも行かれへん。そういうまちづくりがええんかということを知っているわけやから、今ここで、やりますとかやりませんか、そんなことをわし知ってるのと違って、そういう意味できちっと開発をしてまちづくりをどういうふうにやっていくねんということになってきたら、そういうことをきちっと気をつけてくださいよということを知ってるわけです。

それと、先ほど言うたう自由勾配側溝、会所を作らなあかん。25メートル毎に作らなあかん、それは分かってまんがな。会所にグレーチングを置かなあかん、これも分かってまんがな。その間は、暗渠に近いわけや。所々にそれはグレーチングはあるやろう。しかし、どないして人の力で掃除ができるんや。そういうようなことを考えて、非常に難しいと思いますよ。そやけども、そこらもよく検討した中で、今頃何言うてんねん。前からわし言うてるけど1つも聞いてもらえへんから同じ話をしてるわけ。課長、私の村でしたら、そういうことはようしませんよ。やっぱりグレーチング入れて、誰でも掃除できる、こういう水路にするべきやということで私は思ってます。それも、今後そういうようなことも含めてきちっと指導願いたいということで、今すぐにこないせえあないせえと知ってるのと違う。そういうことで理解をしてもらったらいうふうに思います。そんでよろしいやろ。

川村委員長 答弁よろしいですか、もう。

岡本委員 いや、もうできまへんのやな。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第50号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、ただいま上程になっております議第50号、葛城市税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきたいと思っております。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が、また令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律、同名でございますけれども、法律番号が違いますのが公布されたことに伴いまして所要の改正を行うものとなっております。改正内容につきましては、主に市民税、それから固定資産税、軽自動車税に係る改正でございます。

まず、市民税におきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除の特例について、次に固定資産税では、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例についてということと、それから地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の特例率について、それから新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準額の軽減といったことについて、それから軽自動車税におきましては、軽自動車の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長するものでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表を用いまして説明をさせていただきます。

この表の左側が改正前、すなわち旧でございます。そして、右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーラインの部分が改正部分ということでまとめております。今回の改正につきましては、2条にわたっております。それでは、新旧対照表の6ページを御覧いただきたいと思っております。

最初に、第1条の改正の中の附則第10条でございます。こちらは、固定資産税の課税標準の特例についての規定でございます。新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の課税標準の特例規定が新たに設けられたことに伴う改正で、新たに2項が追加をされておるところでございます。

まず1つ目でございますけれども、中小事業者等が所有し、その事業の用に供している家屋及び償却資産、これを特例対象資産というふうに言うことになってございますが、それに対して課する固定資産税の課税標準額につきまして、令和3年度分に限り、一定の要件に該当する場合には軽減割合を用いて算定するという規定でございます。

それからもう一つは、中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第26号、これの施行の日から令和3年3月31日までの期間、この期間を適用期間と申すわけでございますが、その間に生産性向上特別措置法に従って取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準額について、市の条例によって軽減する割合を定める特例の規定でございます。

次に、法附則第10条の2でございます。こちらは、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定をしておる条でございます。こちらが先ほど申しました地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例についていろいろ定めておる規定でございます。今回の法律改正によりまして新たな規定が3項設けられておりますので、そのことに併せて市税条例を改正するというものでございます。

まず、11項、新旧対照表の7ページでございますけども、11項に記載がございますのは、特定水力発電設備についての規定でございます。こちらは法附則第15条第30項第2号ハにおいて新設されておまして、参酌基準として4分の3、範囲は12分の7以上12分の11以下の範囲内で軽減することができるということでございまして、本市におきましては参酌基準を適用し4分の3とするものでございます。

次に8ページに移っていただきまして、第19項でございます。浸水被害軽減地区内の土地についての規定でございます。こちら、法附則第15条第47項において新設をされておまして、参酌基準を3分の2として2分の1以上6分の5以下の範囲内ということでございます。本市におきましては、こちら、参酌基準を適用し3分の2とするものでございます。

次に、第21項でございます。こちらが新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の規定でございます。こちらの特例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、こちら、令和2年法律第26号で新設されたことによる改正となっております。現行の生産性向上特別措置法の特例制度では対象資産となっておりませんでした家屋、それから構築物、こういったものを適用対象とし、特例対象期間について生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画といったものに従って取得した固定資産の課税標準の特例を、令和2年度までであった期限を令和4年度までに延長するといったものでございます。ですので、拡充とそれから延長ということになります。特例率につきましては、ゼロ以上2分の1以下の範囲とするということでございまして、前回この生産性向上特別措置法の改正を入れさせていただいたときの軽減率ゼロというのと同様にさせていただくものでございます。

次に、第15条の2でございます。こちらは、軽自動車税の環境性能割の非課税についての規定でございます。昨年、消費税率引上げに伴う自動車の取得時の負担感を軽減するため、消費税率引上げ時の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間の1年間、これを特定期間といたしまして、この特定期間に取得した自家用軽自動車の環境性能割を課さないというふうに改正したところでございますが、この特定期間を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

それから次に9ページでございますけども、第23条、こちらは新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等の規定でございます。新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等がある場合の徴収猶予の手続について、地方税法附則第59条第3項で準用する地方税法の規定において条例で定めることとされる事項の細目を定めたものでございます。

次に10ページに移っていただきまして、第2条でございます。改正部分は13ページでございますが、附則第10条、それから附則第10条の2、こちらは共に令和2年4月30日に交付されました法律の第2条におきまして、地方税法附則第60条、それから第61条というものが加えられたことによって規定の条が繰り下げられたということで、条ずれについての改正ということでございます。

次に附則第17条の部分、15ページでございます。附則第17条、それから次の16ページから

17ページにかけてでございますけども、附則第17条の2でございます。こちらにつきましては、土地利用政策上の課題となっております所有者不明土地の増加等に伴う低未利用土地について、適正利用及び管理の推進とその有効活用を図るため、土地基本法が改正されたことに伴い、当該低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、個人の市民税の課税の特例が規定されたことにより改正を行うものとなっております。

それから次に、附則第24条でございます。ページで言いますと、新旧対照表18ページでございます。附則第24条でございます。こちらは法律の改正によりまして新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例が規定されたため改正するものでございます。所得割の納税義務者が指定期間内に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律、以下、新型コロナウイルス感染症特例法ということにいたしますが、そこに規定する指定行事のうち市長が指定するものの中止もしくは延期、または規模の縮小により生じた当該行事の入場料金、参加料金、その他対価の払戻しを請求する権利の全部または一部を放棄した場合、放棄払戻し請求権相当額につきまして、上限を20万円といたしまして、寄附金の税額控除の規定を適用するというものでございます。

次に附則第25条につきましては、法律の改正により新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例が規定されたため改正するものでございます。平成31年度税制改正におきまして、消費税率引上げに伴う追加措置といたしまして、住宅借入金特別控除の控除期間を10年から13年に延長し、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に居住を開始した場合、控除期間が10年であったものを13年ということで、3年延長する規定が設けられております。今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住開始ができなかった場合等でも、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住を始めた場合は、住宅ローン控除の特例を受けることができるというふうにした規定でございます。

それから、最後に附則でございます。第1条では施行期日を規定しておりまして、この条例は公布の日から施行ということでございますが、第2条の規定につきましては令和3年1月1日から施行するものでございます。次の第2条におきましては、固定資産税についての経過措置を規定しておりまして、改正後の附則第10条の2の規定につきましては、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 地方税法の一部が改正になったこと、またコロナ関連でいろんな形で優遇措置を取られた、そういう部分やと思うんですけども、市民税また固定資産税、軽自動車税、そういう徴収に関わる様々なこういう事項もあると思うんですけども、一番私が懸念するところは

告知の部分で、知らないばかりに損をしたということがないのかという、この部分について事前に市民に対して告知するという、こういう部分についてはどのような考え方でおられるか教えていただけますか。

川村委員長 中課長。

中 税務課長 税務課の中でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの松林副委員長のご質問でございますが、広報等により告知、周知していきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本でございます。

徴収猶予に関しましては、ホームページ及び広報誌によってすでに広報しているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 ありがとうございます。こういう部分は非常に情報が入らないばかりに損をするという、そういうことがないように、またしっかりとよろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

まず初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者よりご報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願い致します。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきまして報告申し

上げます。

現在、2件の方と用地取得に向け交渉を行っているところでございます。1件の方につきましては、八川地区の代替地への移転の方向で令和2年度内において契約できるよう、ただいま努力をしているところでございます。別の1件の方につきましては、条件面等におきましても折り合いがつかず難航しているところでございます。周辺の状況も変化していく中で、引き続き粘り強く努力していきたいと考えております。用地契約完了した部分につきましては、順次計画に沿った工事を進めていく予定でございます。

次に、前回、委員会において質問のありましたエレベーターの設置位置等の関係機関に対しての検討結果についてご報告申し上げます。これは昨日の吉村議員の一般質問で答弁させていただいたものとほぼ同じものでございますが、説明申し上げます。

検討した内容についてでございますが、まず初めに、エレベーターを駅舎に直づけもしくはロータリー内に設置するにしても、駅舎2階への接続部分はエスカレーター上段のコンコース部分に接続させることとなります。それ以外の箇所においては、駅舎の使用状況を考慮すれば難しい状況でございます。これを基に、エレベーターの設置箇所の検討を行っております。

1つ目といたしまして、エレベーターを駅舎に直づけした場合でございますが、歩道の幅員に影響が出る可能性がございます。その場合、歩道幅員を確保するために計画道路の法線が変更となり、追加の用地取得が必要なこと、また地下道路整備の際に仮設として施工する鋼矢板等の設置に影響が出てくるものでございます。また、エレベーターの設置箇所をずらし駅舎に向けて張出歩道を設置し駅舎に接続した場合においても、地下道路の整備の際に仮設の際に施工する鋼矢板の設置箇所が張出歩道の下部になるため鋼矢板が設置できず、仮設工事に影響が出てくるものでございます。この検討案を近鉄と協議をいたしております。近鉄より駅利用者の安全確保が求められており、危険な形態での計画では了承は得にくいということでございます。現計画はロータリー内の歩道から通路橋にて駅までの動線が確保されており、駅利用者の安全の確保もできておるところから、指摘事項もなく問題ないということでございます。

2つ目といたしまして、ロータリーを駅と接続し、道路本線を南側へループさせる計画を検討いたしました。通行車両を安全に誘導するために、道路屈曲部を緩やかにする必要がございます。その場合、近接部において再度、用地協力が必要となってくるものでございます。整備済みの道路部分まで影響があることから、この案についても難しいと考えます。

以上のことから、エレベーターの設置位置については、当初の計画どおり、南側ロータリー内歩道部分に設置したいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

川村委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何かご質問ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 部長から、その尺土駅前の用地が2件残ってある、今、1件交渉中やということで、それは用地のほうはどんどん進めていかなあかんと思うけども、もうこの計画があつて何年たつ

か。もう10年余り経って完成が見てない。何が原因やねんということも検討してもらっておると思いますが、まずその辺ですね。

それと、前々から言うてるエレベーターの設置。今、部長の話聞いてったら、もう頭から設置ができない、そういうふうにししか取れん。だから、今のところで用地も必要になるのかも分からんけども、例えば地下道、通路のやり方を変更してやっていくとか、そういう考え方もしないで、ただエレベーターを今つけることによって、地下道に影響しまんねんとか、いやいや通路は決まってるまんねんとか、そんな話ばかりしとったら、一般質問何ぼされたかて平行線と私は思いますわ。「早いこと高齢者のために、地元の意見として、エレベーターを早くつけてくれ」という意見がある。それに対して行政側は、「いやいや、協議しましてんけど、あきまへんですねん」、そんな平行線ばっかしやとったかて、1年経っても2年経っても解決でけへん。そやから、私の言いたいのは、例えば近鉄の敷地が余ってるのかどうか知らんけども、例えばあるとしたら、近鉄なんて無償で何ぼでも貸してくれる。今言うてる駅舎の東側、前のときにも余ってある土地、単独で買いましたという話があったやん。何でそんなもん単独で買うねん。近鉄の土地を無償で借りたらええやないか。例えば、私が偉そうに言うんやないけども、旧新庄で3つの駅を造ってある。近鉄2つ、JR1つ。全て全部私鉄の土地借りてるがな。無償で借りて、管理は市でしますという協定を皆作ってる。なぜ尺土だけできひんねん。例えば西側でも言われたように、北へ道路をずらさなあかんとかいうのがあんねやったら、近鉄なんて何ぼでも無償で貸してくれるやない。管理は行政でやっていかんか。そんな努力の姿も何も見えへん。ただ、「今計画したから、このとおりにやっていきまんねん」だけでは全然あかん。

それと、今、部長の説明で部長に反発するんやないけども、尺土駅、この周辺を葛城市の拠点にすんねんて市長が言うてはるわけや。今の状態で尺土駅、どないして拠点にできんねん。まずは、前から言うてる弁之庄木戸線、誰も手えつけてない。平成20年に県道として調査費まで付いてある。それも後、全然やってない。地元の約束はどうなったんや。全部これを地下道に抜くか、高架で抜くか、「やりますよ」と、「そやから駅前広場2つも要りませんよ」と、それで地元の説明して了解してもうてる。ところが、ここ十何年、誰も手えつけてない。今からでも遅うない。そのことも考えた中で、その駅前をもう一遍考え直すいうことをやっていかないと、今の絵描いた駅前でけたところで、そんな「ここ拠点にしまんねん」というふうなことができへんやろう。だからもっと5年、10年で生意気なことを言うたら悪いけども、ほんまに葛城市のまちづくりをしていくんなら、そういうようなことも含めて、誰が先頭になっていくんか知らんけども、やっぱりきちっと県とも協議をして、まず南北道路を抜く、これが私は一番先決やと思う。当初の出発は、道路を抜く、駅前広場も一緒にやる、これがスタートであったはずやねん。それがいつの間にやら、駅前広場ばっかし言うてきて、今言うてる南北道路、何もできてない。これから駅前広場ができて、南北道路がなかったら、どうしてこの駅前広場を利用していくんや。東へ行ったらドン突きや、分かりつつ計画をしたある。

そやから、私の言いたいのは、そのエレベーター、高齢者の方は1日でも早う使いたい、

これは当然やと思いますよ。そやから、見直しできるものは見直ししていく。今の一般質問でも、いわゆる見直し、何人か言うてはるわけや。何も金使うたらあかんと言うてはんのと違う。そやけども、それを見直すことによって、例えば費用が5億円、6億円、別額になる。それでも使えると言うんなら、そういう方法を考えるとか。初めに計画したから絶対これでやっていかなあかん、そんな頭の切替えも必要やと私は思ってますよ、まだできてないんやから。そこらを、まず市長に答弁してもらえんやったら市長答弁してもうても結構やと思いますし、その辺の考え方について答弁をお願いしたいと思います。

川村委員長 市長、お答え。先に誰がするんですか。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

ただいまの意見を頂きまして、ありがとうございます。この計画につきましては、当然、当初いろんなことを検討されて今現在の計画に至っていると思います。地下通路につきましても、今の地下通路をそのまま使用できるんか、それともまだ南側の今の現状の計画のように南のロータリーへ出すんか等、いろいろ検討されておって地元とも確認をされておると思います。その中で、一番今の計画がベストな計画案だという認識を持って、今取り組んでおるところでございます。

それと弁之庄木戸線についてですが、国道166号線と国道165号バイパスとの弁之庄を結ぶ弁之庄木戸線につきましては、この尺土駅周辺の活性化、利便性の向上等、道路網に重要な役割を持つ道路ということで考えております。この道路に向けても、合理的な方策を検討しているところでございます。県との協議を行う上で、葛城市のまちづくりにおいて、この道をどのような位置づけにするか、今、検討協議をしているところでございます。

以上です。

川村委員長 進まない原因というふうにもお聞きいただいておりますけども、その部分は。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 先ほども調査案件で報告させていただきましたが、条件面等においてちょっと難航してるというところでございます。

川村委員長 岡本委員、市長に答弁求めますか。

後でされますか。

岡本委員。

岡本委員 部長は、今言われたとおりにしか答えられへんと思う。ということは、部長の考え方で、「分かりました」と、あんたこう言うてんねんから、「全部やり直しますわ」と、そんなことは立場上言われへん。それはよう分かってますよ。そやけども、私が言うのは、まちづくりというのは今この場だけで考えんのと違う。5年、10年先、偉そうに生意気なことを言うか分かりません。今までやってきたまちづくり、今思い付いてやったん違う。みんな5年、10年先見てきた。例えばこの駅前、駅前広場することによって、どんなまち創っていくねん。道路も広げていかなあかん。そない言うて皆まちづくりをやってきたわけや。尺土の駅前、特急駅止まる。これ今、売り物にいつてるわけや。特急駅止まんねん、駅前広場できまして

ん、関空行きのバスも入れますという話も出てますやん、確約は取ってないけど。バス入れて、どないやって出ていくんか。入ったら回って出ていかなあかん。入ってくる道も狭い。こんな都市計画やって、何ぼ駅前造ったかてでけへん。

そやから、今言うてるように新市の建設計画でも、何で弁之庄木戸線を県に持っていったんか。クリーンセンターの予算が足らん、35億円しか組まれへんかったと、15億円足らん。それで県にお願いしに行って、「何とか県、助けてくれ」と頼みに行ったんが、この弁之庄木戸線や。今言われたように、尺土駅周辺の県と協議してる。部長に言うたら悪いけど、4年も5年も前から高田土木へ行ってる。土木から足運んで、うちから足運んだん違うだろう。土木から足運んで、どうしようぞと。もっと言うたら、全部香芝の別所まで行ったら距離が長い。そやから、バイパスから166号ですか。そこまででも出来上がったらどうですか、そんな案まで出た。だけど、私は頼みに行った以上は、やっぱし香芝まで行ってくれと。それは正直な話、自分ところの領内だけできたら、それはええのは当たり前やけども、そんな恥ずかしいこと言われへん。そないして火つけに行って、ところが誰も市から乗っていくもんがない。部長、気い悪うせんといてや。そやから、今やってくれてんのやったら、やっぱり高田土木も行き、本課も行って、やっぱりもう一遍、県で調査費つけてもらおう。あるいは、今言うてる奈良モデル、これを利用して、この部分は県でやってもらいますよ、この部分は市でやりますよと具体的に詰めていかないと、何年経っても弁之庄木戸線みたいなできる道路ではない。

そやから、本当に今この機会に、この弁之庄木戸線をどうすんねんと。本当に俺、真剣に考える時期がもう来てあるというよりも、もう遅いくらいや。十数年前からそんな話出てあるわけや。だから、やっぱりそれもびしっとやってほしい。これはもう部長に私が言うてることを答弁せえというのは、これは無理な話やから、そういうようなことを踏まえて、駅前だけを考えるんやなしに、弁之庄木戸線もみな入れた中で、駅前も当初の設計にこだわらんと経費節減できるもんは節約していく、こういう姿勢になってもう一遍見直してほしいということだけを要望しときます。そうしないと、今、答弁こんなん求められへんから、委員長、もう要望だけで結構ですさかいに、やっぱりきちっとやってほしい。それだけはお願いしておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

阿古市長 よろしいんですか、答弁は。

川村委員長 答弁、私はさっき1問目で市長と言われたから市長に言うたんですけど、市長に答弁してもらいますか。

阿古市長。

阿古市長 どうもご心配いただきまして、本当にありがとうございます。今おっしゃってる弁之庄木戸線、尺土駅前開発は、もう葛城市が発足するところからの新市建設事業でございます。平成16年に合併いたしましたので、もうかれこれ15年以上たつという時期でございます。その中で、この2つの事業というのはいろんな変遷をたどりまして。当初の計画どおりにはなかなか進んでいないという状況を考えますと、その15年を振り返りますと、一旦上がった計画

が頓挫した時期もありました。また新たに復活しようという動きがあった、それでまた更に頓挫してしまって、再度、今、県も含めて訴えてるというのが実情でございます。

委員ご指摘のとおり、この葛城市にとりまして尺土駅前開発というのは、これからの葛城市の将来を担う一番拠点となる駅であり、また地域であるという認識を持っております。そのことは、もう過去においてもずっとお伝えしているところでございます。

まず、駅前開発につきましてご答弁させていただきますと、地権者との話合いが、ほぼ令和2年度でお2人の方が終わるような状況になっております。ですので、あとお1人の方が、まだご了解を頂いていないということでございます。こちらの地権者の方は、いろいろと協力的にお話をさせていただいております。過去の、もう具体的な案件になりますので言いませんが、金額的なもんもかなり歩み寄ってはいただいております。ただ、行政が出している鑑定額には及ばないというところが実情でございます。ただ、時間をかけてやる限界がございます。最終的にお1人の方になった時点で、何らかの新たなステップは必要ではないかという認識を持っているところでございます。

先ほど部長のほうから、あと1人の方のスケジュール的なものを若干そういう方向で話をしておりますということを申し上げましたので、その後の手続としてそういうことをやはり考えていく時期が来ているという認識を持っております。

それともう一つ大切なのが、弁之庄木戸線とおっしゃいましたけど、新市建設計画で出てきてた道でございます。こちらの道につきましてはなかなか進まないというのが実情なんですけども、その経緯をたどってみますと、話がそのときそのときでやっぱり途切れてしまってるんですね。ですから、県のほうとしても果たしてどうすればいいのかということを実際に、実はわざわざ葛城市まで、この3年間のうちに複数回、担当部の部長なり、高田土木の所長が参りまして、具体的にどうしていきましょうかというような話をさせていただいております。ただ、まだそこが最終的には打合せの結論に至っていないというところでございます。その作業はできるだけ早くする必要があるというのは、もう委員とまるっきり認識が同じでございます。

葛城市内、非常に住宅開発が盛んでございます。先ほど、葛城市の公道として帰属するかどうかのありましたけども、かなりのペースで住宅開発がされるということを考えますと、1年でも早くその道の完成といいますか、見通しをつけるということが大切やと思っております。

当初の計画で香芝市までという思いもありましたが、なかなか現実としてはそのような形にはなりにくいかなという判断をしております。ただその中で、県の話の中では、尺土駅前まで、駅前広場までの道を、現在の高田バイパスから持ってくるという考え方もあるというようなお話を頂いておりますので、早くその方向も、可能性も含めまして結論を見たいと思っております。

まちづくり協定の中で持っていくのがいいのか、なかなか県の段階ではそれがその協定になるのか、それだけで道だけでは多分無理だと思いますので、総合的な計画の中で、現部課の中で話をさせているというのが実情ですけども、これはもう発破をかけてやっていきたい

と思っております。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 市長の説明では、私の言うてたことも聞いていただいている、高田土木に足運んでもうたということも市長のほうで認識持ってもらっていると。そういうような中で、市長も今発破かけていう話はあったわけやけども、ぜひとも市長の任期中に、こんな手つけよというのはこれは無茶な話やから、県とのパイプをきちっと今言われたようにどうしますと、今市長言われたように、私も再三、土木のときに、今言うた166号、いわゆる高田バイパスはこの間どうですかという話、相談受けましたけども、それはうれしい話やけど、陳情した側として、やはりそれで結構ですとはなかなか言いにくい。そやから、私は立場上、寺口北花内から別所まで認定してほしいしか言わざるを得んから、そんな話をしてる。だから、今、市長は正直におっしゃるけども、葛城市民としたら極端に言うたらバイパスから166号までつけてもうたら、そんで要は達成をするしええわけやけども、なかなかそれが言いにくい。今、市長も同じ立場やと思いまんねんな。こんだけだけしてくれ、これはちょっと言いにくい。そやから、陳情はそういうふうな形で陳情して行って、実際は今言うところだけを先に手をつけてもらう、あとは年たっても完成していくと、そういうようなやり方をお願いしたらと私も思いますので、市長もそこまで言うてくれてはったら、できるだけ市長の任期中に県とのパイプで1歩でも2歩でも前へ進むような努力をしていただきたいことを要望しておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 尺土駅前、先ほどからいろいろと計画の変更についてのご提案なりですね。昨日の一般質問、再三にわたってエレベーターのことについて、こっちのほうがあええのん違うかというふうなご提案もあったということですけども、私、ああなるほどなと思ったんですけども、以前にほかの大きな計画の中で、当初の計画からどんどん膨れ上がって問題があったというふうなご指摘のあった事業も、私、記憶にございます。当初に立てた計画をいかにスムーズにそれを達成するか。いやいや、その都度その都度立ち止まって、より効果のある事業に変更していくんだというふうな意見であれば、私は当初の計画を変えてでも、より環境のいい計画に変更するべきやと思うんですけども、何か以前にそういう発言がいろいろあったことを記憶してたので、ちょっとその辺のところお願いします。

ただ、私、あのエレベーターを道端に横づけして歩道が狭くなるというのは分かります。分かるんですけども、そのエレベーターに乗るために車道に車を止めて乗降されるということの懸念があるので、その辺のところの発言は松本部長からなかったもので、そこはクリアできるんですかね、この横づけに関してね。それだけちょっと私、イメージとしては、そういうロータリーで車を止めるスペースがあって、そこで降りられてエレベーターで上がって横断するというイメージやったら、そんなに後から来る車に気をつける必要もないので、計画としては妥当な計画なんかなという思いをしてるので、その辺のところをもう一度ご答弁い

ただきたいと思います。

それから、早くするためにエレベーターを横づけするという事です。お急ぎをされておることは重々私も分かるんですけども、この計画を早く進めるのんとエレベーターを横づけすのんと一緒にしたらあかんのと違うかなと、それは別の話ですやろと、いうふうに思います。

それと、弁之庄木戸線、これ、私も一般質問2回、3回ぐらいやらしていただいて、大きな場でも、葛城市から知事に向けて直接この計画についてどうやというふうな質問も以前に議員の研修会なんかでされて、知事は、県道やからというふうなお答えであったと。先ほどからあるように、弁之庄から木戸の間、葛城市内の道を県として進めるための理由づけというのはどういうところがあんのんかというふうなことも、知事の口から発言をされておりました。その辺のところの問題をクリアできる策といいますか、もうちょっとアクションといいますか、そういうことを県に申入れされる場合には必要なかなと。必要であれば、総務建設常任委員会の中で、もう一步踏み込んだこの弁之庄木戸線に関する計画を進めるための協議会であったりアクションを、この尺土駅前プラス所管の調査事項、もしくはもうステップ上の協議をする場所を作っていたらどうか。議員、議会としても、やっぱりこのことに関して、複数の議員の方は進めようと、進めやなあかんと、将来の葛城市のための重要な施設であるという考えであれば、議会としてもそういうことをやっていくべきかなというふうに思います。

それともう一つは、以前にこの市道のことで、私、一般質問させていただきました。具体的に言いますと、兵家南今市線、今あのような状況やと。もう一本、途中で途切れてる勝根の市道です。あれも広い道があるんですけども、途中で止まると。道をつけても、あれでは私、大きな投資が無駄になってると。この弁之庄木戸線に関して、これを有効に使うための複数の市道とも連携できるような総合的な道路計画を再考していただく必要があるのかなと思いますので、答弁できるところは答弁をお願いしたいと思います。

川村委員長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

エレベーターを装備、張出歩道を設置してつけた場合の危険性ということでございます。市の担当部署といたしましても、道路に車を止めてそこで乗降していただくということは想定しておりません。昨日も説明させていただきました横断防止柵等で仕切りをさせていただいて、ロータリー内に誘導してから、そこで乗降していただいて、横断歩道を設置して向こうへ渡っていただくというような想定になります。

その分は、以上でございます。

川村委員長 弁之庄木戸線の答弁ですけれども、先にそしたら理事者側の答弁いただきます。

阿古市長。

阿古市長 考え方として、まさにそのとおりやと思っております。1本の基幹道路ができますと、当然それに対する接続というものを考えていかないといけないと思います。今現実といたしまして、磐城第二保育所のあそこの交差点の話、非常に出てきます。抜け道としてあそこを使

われる車が非常に多い。まさにそういう問題も、今回の基幹道路が完成した折には、接続する道考えた中で解決していくということになります。ですので、考え方としてはまさにそのとおりやと認識をしております。

ロータリーの件はよろしいですね、先ほど部長からありましたので、以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 エレベーターの件なんですけども、となればロータリー内で車を止めて乗降されて、道を渡って横づけのエレベーターに乗るという動線になるとすれば、それならロータリー内のエレベーターで上がって安全な場所で移動される、駅に向かわれるというほうが現実的なかなと。横づけのエレベーターの意味というのは、エレベーターの真横で車止められて乗降することができれば私は効果的やと思うんですけど、ちょっとイメージとして危険を伴うのかな、もしくは遠回りになんのかなというふうな気がするので、分かりました。そういう考えやということですね。たとえ横づけしたとしても、動線としてはロータリーから歩道を横断歩道で渡ってもらわなあかんと、そういうことですね。分かりました。

それから、議会として、総務建設常任委員会として、この尺土駅前プラス弁之庄木戸線の調査、それを進めていただくようなことを委員長にお願いをしたいなと思います。

川村委員長 調査案件に入れるという方向でよろしいですか。特別委員会ではなく、ちょっと意見求めますけれども、今初めて出てきた内容ですので、皆さんの意見をお伺いしておきたいと思えます。要するに、尺土駅前と弁之庄木戸線というのをセットにするのか、それともここ今、尺土駅周辺整備事業という捉え方、あえてもうその言葉を入れていくというようなことよろしいんですね。皆さん、どう思いますか。

藤井本委員。

藤井本委員 この部分を調査案件にするかどうかという話になりましたので、ちょっと口を挟まさせてもらいたいのは、歴史を振り返るのが大事で、これ新市建設計画にもともとあって、先ほど岡本委員おっしゃったように、これは県にやってもらいますよということら辺から、それはその考え方が正しかったと思うんですけど、そこから調査費だけ付いて、一向に折衝が県との話合いが進んでいないというのが実情であろうと。いわゆる中途半端になってる、市としてはやってもらいたいけども、あれ、先ほど増田委員がおっしゃったようにフォーラムやったと思いますわ。知事のフォーラムのときに、谷原さんと違うたかな、誰かがおっしゃって、西井さんでした、すみません、失礼しました。それで、その効果はまだまだ見込めないという、何か否定的な回答をされてたように思います。これ調査案件へ入れるというお話の中で、実際ほんまに県にやってもらうのか、いやいやほんまは市としてでもやっていかなあかんのかと、ここらを決めないと市議会の調査案件に入れる入れないの議論は私はちょっとおかしいと。県にほんまにやってもらうというんなら、トップが、先ほど市長は部長が2回、3回来られたとおっしゃったけども、それはそれでええけども、「いやいや知事とでも話してくんねん」というそういうことが大事なわけで、その調査案件に入れるという部分については、そこをしっかりとかなないと、「県にやってもらいまんねん」、「いやいや、市の調査案件にしてまんねん」というのは、ちょっと私はおかしいと思ってます。

川村委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 というのは、これ県に丸投げして、県がどんだけ動くのかなと。市としての思いが伝わってんのかなと、「もう頼んどきまっさ」と、表現の仕方悪いけど丸投げ状態で、県が果たして一生懸命動いてくれるのかなと。日参したから動くか、それとも市として非常にこの道路の重要性、必要性をいろんな方面で訴える方法が必要なんかなと、そういう機会を議会でも持てばどうかというふうなことをお願いをしているわけで、「お前ら勝手にいろいろと計画立てて進めんのやったら、お前ところでやったらええやんけ」と、そういう捉え方をされたら進むもんも進まんで、慎重性は必要かとは思いますがけれども、手放しで任しておいて解決する状況じゃないというふうに私は今感じてるので、市長から言わすと、「いやいや、任せといておくなはれ」と、「もうめどついてますよ」と、もう県のほうもハチハチ、計画、今後5年、10年ぐらいを見通した中で計画に上がってきますよというふうな見通しが立ってんのやったら、別にそれはそれで結構かと思えますけれども、その感触が、私、先ほどのご答弁だけで、どの辺まで県として性根入ってあんのか、そのようなところがちょっと理解しづらい部分があるので、そういう意味で議会も動いたらどうかと、複数の議員がいろいろとそういう意見も持たれてるのでお願いできたらどうかというふうに思っただけであって、その辺のところは市長どうぞございまっしゃろ。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 この件につきましては、幾度となく実は県のほうにもお伺いしている次第でございます。県の話はその都度お話をお伝えしてるかも分かりませんが、かなり前向きに考えていただいているという認識を持っております。

あとは、どのような理由づけで葛城市がその計画を作り上げてくるのかということは、県は待っている状態でありますので、原課のほうでその対応に取り組んでいるというのが実情です。なかなかその部分がまだ弱いようには感じておりますので、その部分を強くしていくという考え方でございます。

以上でございます。

川村委員長 ほかにご意見ちょっと頂きたい。

松林副委員長。

松林副委員長 今いろいろとご意見出たんですけども、弁之庄木戸線だけ仮に開通しても、これだけではあまり効果が出ないと思うんです。やっぱり、そこには駅前開発という部分、このインフラ整備ができて初めて効果というのか、価値が生まれるものであって、これやはり駅前開発も含めて総合的に考えていく、また県のほうにもそういう総合的な考えの下に、そういう根拠の下に県にも協力を求めるという、総合的に話は進めるほうが効果的ではないかなと僕は思うんですけども、私、言いつ放しで結構なんですけども。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろ調査案件にせえとか、いろいろ出てるわけやけども、それは私も大事なことやと思います。今、話出てるように、県でやってもらえるのかやってもらえへんのかという話も、

これは出てます。しかし、やっぱり補助事業の手法として、そんな県にもうバーンと言うたからやってくれるんやと、そんな甘い考えで行けるはずがない。そやから、私は何も市長に偉そうに言うてんのでも何でもない。お膳立てすんのんは職員や、最後のとどめを刺すのが市長や、それを職員がしっかり頭に入れなあかん。絶えず、県へ行っって、この路線なぜ県道にすんのかいう理由づけ、こっちから言わなあかん。今は逆やん。県からこうしたらどうですかと言われてるわけやん。それに対して何の返事もなし。こんな言い方したら悪いか知らんけども、何も私が運んでどうのこうのと偉そうに言うてんのと違う。やっぱり地元の議員やったら、ほんまにこれせなあかんと思うから、ちょかちょかあほやからしてるわけや。賢かったらそんなもんするかいな。それでも行っって、所長のところにも行き、もちろん県会も頼んでるやん。次長のところにも行ってるやないか。それでやっとな、研究会ちゅうんか、そういう協議会作ろうかと、県がしてくれたわけやんか。それは今、市長も言われたように、市長も認めてはるわけやん。

そやから、やっぱりその調査案件にすんのも大事やけども、それは県道であろうと市道であろうと、市として大事なもんであんであつたら、まちづくりとして県でやってもらおうが市でしょうが、葛城市の全体のまちづくりになんねやったら、私はもし調査案件しはんねやったら、そういう意味からして私はしても当然やと思いますし、そやからその代わり、ここで調査案件にされたら理事者側が本当に付いて行けんのかと、私はそれを心配しますよ。今、増田議員、悪いけど言うてはるけども、やっぱり期待してはるわけやん。そやから、そんだけ大事なもんであつたら調査案件にしたらどうですかと、これええ話やと思う。しかし、理事者側としてそれを調査案件にされたときに理事者側が付いて行けるかということもよう考えて発言しないと、議会で作るわ、「どうなったんねん、どうなったんねん」て言われるだけでは職員いやけさすだけやから、今日のところは私は案として上げてくれはったけども、ここで決めるということやなしに、「理事者側もよう考えてやっってくださいよ」いうんであつたら私はええと思う。だから、今、今日ここで、「案が出たから即こうしましょか」というのはちょっといかなもんかなと。やっぱり担当、理事者側の意見もよく聞いてあげて、「いやいや、作っってもうたっつ一所懸命行きまっせ」というんであつたら、私は大事なことやと思います。

川村委員長 そしたら、吉村委員も手を挙げていただきましたので、よろしくお願ひします。

吉村優子委員 ちょっと今、岡本さんも言われましたけど、私も県から聞いているのは、県からアクションを起こしても返事がないということも聞いてますので、今ここで調査案件にしても、県からしたら理事者側と議会側に差異があるというふうに感じられるだけですので、まずこっち側の葛城市のほうの意見を統一してからにしないとイケないと思いますけど。

川村委員長 今、これ初めて今回の委員会でお話をいただきました。非常にこういうタイミングで、これを前向きに進めていくという皆様の熱い気持ちというのは、もちろん議会としての気持ちと、理事者側のほうも、これについての必要性というものはよくご認識されてるというふうには私を受けております。

さっき岡本委員言われましたように、今日この場でどうするかというようなことは、やっ

ぱり到底できないかなど。というよりも、水道事業の特別委員会もそうですけれども、やはりその全体の進捗と交渉の中の話聞いて、議会と理事者が一丸となって進めていくという内容ですので、議長、副議長にもご相談も申し上げながら、今後のことにつきましては前向きにこの調査案件の中に、今、副委員長もおっしゃられましたように、尺土周辺整備事業の一体となった調査案件にしていけるのか、それとも特別委員会を作っていくのかというところはまだちょっと流動的でございますので、理事者とその辺の進捗も含めてご相談申し上げながら、やはり重大な案件だと私も認識しておりますので、今日のところは皆様のご意見を頂戴して参考にさせていただきまして、委員長、副委員長に任せていただきまして、また今後の方向性につきましては皆様にご連絡いたしますということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川村委員長 では、そのようにさせていただきます。

ほかにこの調査案件について質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして理事者よりご報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願います。

それでは、2つ目の調査案件であります国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、ご報告申し上げます。

まず、道路改良工事の部分について説明させていただきます。

国道24号線より東向きJRまでの道路改良工事の区間につきまして、JR和歌山線柿本架道橋の取合部分を除き、令和2年3月末に完了しております。JRより東向きにつきましては、本年度におきまして令和元年度までに用地取得が完了している区間の道路改良工事の予定をしております。用地交渉につきましては、引き続き鋭意努力をしまいたいと考えております。

続きまして、JR和歌山線柿本架道橋改築工事委託について報告させていただきます。

現在、現場施工におけるボックス構造体の施工が完了しており、仮設の足場の撤去から法面の復旧等を進めております。このJR施工の架道橋につきましては、令和2年夏頃の完了を目指して取り組んでいただいております。その後、引き続き、市が施工する部分といたしまして、JR架道橋の西側東側の取合部分のボックス構造体及び道路の改良工事を、補助金を活用し順次進めていく予定をしております。この市施工分の工事完了後に、工事において支障となり仮移設をしておりました吉野川分水管、ガスパイプ、水道管、下水道管の本移設を施工していく予定でございます。このJR架道橋部分につきましては長期間にわたり通行止めをしており、地元の住民の方には大変ご迷惑をおかけしておりますが、早期完了を目指し取り組んでいきたいと考えております。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願います。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。
松林副委員長。

松林副委員長 去年でしたか、暑い時期にいろんな暑さの関係で工期がちょっと延びたという、今年もまた暑い時期になってきましたけども、そういうご心配とかそういうところが懸念されるんですけれども、どないですか。そこらは大丈夫でしょうか。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 去年度、工事が延びた原因としまして、暑さの原因で路線の工事が遅れたと、微電流が流れたことにより、その調査に時間がかかって遅れたという話でございまして、今年度については、そこに架かる架道橋の部分のボックス構造の工事が大半の部分は終わってますので、それについては問題ないかと思えます。
以上です。

川村委員長 よろしいですか。

松林副委員長 結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。
増田委員。

増田委員 改めて、この工事のスケジュールといいますか、順番をもう一度確認したいなと思うんです。というのは、架道部分の工事、それと大きく分けてJRの線路から西側の道路の部分、それから東側の道路の部分と、それから架道橋と、この3つに分かれるのかなというふうに思うんです。イメージとしては、架道をやって東の道路を拡幅工事進めていくねんと、こういうふうなスケジュールであんのかなと思うんですけども、私、何かいろんな理由でその架道の工事の遅れによって、東側の道路の拡幅、それやったらそれ先したらいかなもんなかと、用地買収も含めて。ところが、どこまで用地交渉をされてんのかというのも、私、確認してないんですけども、地権者によると、「いや、まだ来てない」みたいな、それから「いや、あれやるのんか」みたいな、非常に完成をする見込みが見えてこないみたいな、そういう地元の声も聞いたりするので、できるところから進めるべきかなと。JRの工事が遅れるのであれば、東の工事を先に進めるとかというような方法が取れないかなと。どのような計画をされてんのか、ちょっと確認をさせていただきたい。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

工事の順番ということですが、一番時間がかかる工事としての今、架道橋の工事となっておりますので、それを進行しながら、まず西側やりまして、それから東側に進んでいくという大きな流れとなるかと思えます。

まず今、架道橋の工事が今年度に終了できるというところがありまして、まずはその架道橋を今、通行止めしておりますので、それを極力早く通したいというところで、それに架かる架道橋の取付工事、市の工事になりますが、それに進んでいきます。それが終わると通行止めは解除できるというところになりますので、まずはもってそれをしていくと、その後に東側に移っていくというようなところで考えております。

以上です。

川村委員長 すいません。もう一回ポイントだけ、ちょっと分かってないのかな。

増田委員 要するに、今説明ありましたように、JRの架道橋の工事が遅れるんだと、いろんな問題があって。去年はそういう天候の加減でそうなった、またJRの都合でこうなったとかということで、ずるずると遅れてると。これの完成を待って東向いて進めるんだということで、全体がその架道橋の影響を受けて完成が遅れてると。これ、当初の計画からいうと、もう完成しててもおかしくないような時期のスケジュールかと思うんです。これ、それならさっき言ったように、東の道路の拡幅を、同じ業者が順番にやんのと違うねから、業者別でしょう、当然別やと思うし、それをするための用地交渉も、これやっぱり前倒しして、前倒しといいますか、そこをできるところからやらんなんとこから手をかけていかんと、それ待って、さあほんならこれから拡幅工事しようかというスケジュールというのが、ちょっと私には段取り悪いなというふうな気がするので、そういう並行して工事ができないのかということをお尋ねしたわけですけど。

川村委員長 できますか、答弁。

安川課長。

安川建設課長 まずその工事の順番については、以前からそういうことで説明させていただいておる順番としてさせていただいてるということでありまして、まず重要な部分より追って順次していくということで、以前から説明させていただいてたとおり進めているというところでございます。

川村委員長 その全体としての流れはどうかという、その一番最初の予定として、その大きな流れとしてはどうかということ聞いてはると思うけどね。

安川課長。

安川建設課長 すいません。その東側については別に進めてはおるんですけど、用地協力の得られたところは随時進めていっておりますので、全体としては進めているというところはあるかと思えます。

以上です。

川村委員長 増田委員。

増田委員 要するに、私何が言いたいかというと、別にその順番に捉われんと、架道橋がないと向こうへ渡られへんから工事車両が入られへんねんというのやったら分かるんですよ。だけど、東から高田川からダンプも工事車両も入ってこれるので、今おっしゃられたように並行してやってるよということなんですけども、どうもその進度が、私はもう架道橋できたら、もう東も同時に完成したら、スケジュール的には前倒しで完成するんかなと、少しでも早く完成するんかなと思うので、その辺のところを両方並行して工事を進めていただきますよう、早い完成をお願い申し上げます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 わしも言いたないけど、増田委員からご指摘受けてるわけやから、前から言うてるその用地交渉のやり方やねん。1件1件そんなん行ってたらできひんわけよ。前から言うてるように、団体交渉しなさいと。こういうまちづくり、用地に関係ある分については、まずは用地は全部買う、これが大前提やんか。それからどっから工事をしていくんか。今、説明聞いたったら、高架部分がせんなんさかい先やりまんねんというような説明するさかいに、増田委員が、「ほんなら西に先、力入れんのかい、東に力入れんのか」、こんな話になるわけや。1つの路線として、全体的に用地は1本やんか。だから、どんどん用地は買うていく。そのために開発公社があるわけや。そやろう。補償はあかんけど、用地は開発公社がどんどん買うていったらええわけやねん。買うていったら、そんだけ県に行って補助金もうてきたらええわけや。「こんだけ完成しようと思うたら何ぼ金要んねん」と、それが管理職の仕事やろうと前から言うてるわけや。

そやから、課長、その増田委員にこだわってんのと違うけど、その質問にそんな答え方したら何ぼでも突っ込まれるさかいに、やっぱりこの用地交渉のコツは何やとか、それはきちんと頭ん中に入れて建設課はほんまに仕事せんと、そんな今、「用地できたところへ工事しまんねん」というような説明をしたらあかんて。まずは全部買うということやんか。そないすんのやったら、1件1件行かん団体交渉したらええと、俺ずつと言うてるわけや。団体交渉したら、20人、20人、ここへ集まってくれはるわけ。そこで説明するわけやろう。ほんなら一遍にいけるわけやねん。個々に行くさかいに、いろんなことを言われるわけや。安川のところは高かったんかい、西川のところは安かったんかい、余計な話が出てくるという。それはみんなのところでばっとさらけ出したら、そんな話は出てけえへん。

その意味からして団体交渉せなあかんと言うてるわけやから、今からでもええから、東向いて、どうせ堤防まで行くのやろう。全部寄せてするという気構えを持たなあかんて。そんなん、1件1件行ってたら、10年かかったってでけへんがな。今年中に全部買収してみい。そんなもん、3年もかかるかいな。これ、駅前広場、何年かかってんねん、こんだけの工事で。そのことを思うたら、おまえ、こんなんかかり過ぎやな。だから、全部ばしんと先、買いなさい。そういう説明せなあかんて。そんなJRから西、先にすんねんとか、東する、そんな説明したらあかんて。1つの路線やから、たまたまこの高架橋の工事をしてるけど同時に「西も東もやっていくねん」と、そういう説明してもらわんと、「ここ中心に西に行きまんねん」、もうそれだけはもう次から止めといてほしい。1本の道路ということを入れたほしいということだけお願いしておきます。あんまり偉そうにばかり言うたら、また嫌われるさかいにあれやけど、ほんまにそれだけ頼んどきます。

川村委員長 じゃあ、要望ということで、もう答弁よろしいですか。

岡本委員 できまへんやろう。

川村委員長 そしたら、そういう要望ということでしっかり聞いといていただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

ここで、職員の入替えもありますので暫時休憩をいたします。11時25分から再開をいたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

川村委員長 それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者から報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項などがございましたらお受けしたいと思いますが、どうでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 行財政改革、今までどういうお話をされてきたのかというのを、ちょっと私自身、この委員会にあんまり入ってないんで分かんないんですけども、この間の一般質問でも、その施設についてのお話が多かったと思います。葛城市を取り巻く、こう見ても奈良県の施設である社会教育センターが稼働率が低くなった、またあれは平成の初めか昭和の終わりぐらいに建てられた建物ですけども、閉鎖する、休館するというふうなことに県もやられている。これが、日本全体、奈良県全体、いろんな行政の中での行財政改革であろうかというふうに思います。

一方で、平成15年か16年か17年ぐらいだったと思いますけども、公共施設は直営にするか指定管理にするかというふうなところで、あまり本市では指定管理の施設は進まなかったというのを振り返って思うわけなんですけども、この前の一般質問の中でも今後の検討課題ということで大きな意味でのご答弁あって、これから考えるんやというような、施設についてあったであろうかというふうに思います。

ここで答えをもらえるかどうかというんじゃないですけども、やっぱりこの1つの決断というのは大事なわけですね。今、先に例を出した件でも社会教育センターを閉めんねんと、こういうのはやっぱり閉めるいうて明日から閉めるわけにいかない。もう2年も3年も前から計画的にやっていくという、こういう手法で来年の3月に社会教育センターも閉館になる。こういったところで今何も見えてないというのが、非常にちょっと不安を募らせるというのか、それがこの間の一般質問の中でもあったような話なのかなと私自身も感じておるところです。

どの施設をどうのというのは聞かないけども、大きな意味でもう少し、閉館をする施設も考えているとか、いやいや残すけども指定管理にすんねんとか、こういったところを内部で検討を、今も昔も同じだと思う、今、昔のことを言うたら悪いか、事務方で話をしてんねんと、こういうことですけど、事務方の話をされててもなかなか通じない部分がございますので、そういう方向性だけでええから、この行財政改革というものの中で今どんな状況やねんと、こんなことも視野に入れてんだとか、そんなただけでもええから、何もないのであればお答えいただきたいなというふうに思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 いろんな意味で、いろんな施設についていろんなご意見を賜ってるところでございます。

県の社会教育センターのほうは、県の管轄でございますので、ただ相談といいますか、跡地利用につきましては、当然のことながら相談をしながらやっていきたいという思いの中でお話をしているという実情でございます。内部的には、県の社会教育センターの跡地利用をどうするのかということは、企画部のほうで扱って考えております。

それと、葛城市におきましては、実は施設利用というのは非常に市民の皆様方がお使いいただいております。ですので、閉館を前提とした考え方は持っておりません。ですので、今現在ある施設を大切に使いながら、市民サービスを維持していきたいという思いでしております。

その中で、ご心配いただいております、高度成長期にいろんな建物がもう各地域で出来上がりました。これは葛城市だけではなく、全国各地でそのような作業があったわけですが、経年劣化といいますか耐用年数の問題がありまして、これは全国的にこれからどうするのかということを考えるべく、内閣府のほうからファシリティーマネジメントの考え方を打ち出してきたわけでございます。それはあくまで警鐘を鳴らすという意味で、実際問題、その建物をどうしてその財政収支をしていくのかということまでは実は触れていない。各自治体については、これだけのお金が将来これだけの施設を維持していくためにはかかりますよということを計画として出させたというのが実情でございます。ですので、各自治体もそのことについて財政措置をして財政計画をしているというところはない、どこの自治体もそれをやってしまうと多分、財政破綻に近い状態になっていくであろうということが考えられるわけでございます。

葛城市におきましても、その部分について過去においても今現在も、財政的なもの考えたシミュレートはされていないというのが実情です。ただ、例年、予算計上している中で、修繕費ですとか、今回、令和2年度では耐震改修等の名前で多大な事業を入れておるのは実情でございます。ただ、その事業を入れるに当たっての考え方は、補助事業で持ってくるという考え方です。有利な起債事業で持ってくるかどうか。当然のことながら、非常に難しいのは施設の維持、改修ということになりますと、ほとんどが単費事業になってしまう。それをいかに国の補助を受けれるような形に持ってくるかという作業を考えた中で、行政はその施設の維持補修をしていきたいという考え方でございます。

葛城市におきましては、昨日の一般質問でも申し上げましたし、もうこれは過去の一般質問でも、もう1年前の一般質問でも申し上げてますし、過去において申し上げてるとおりでございますが、2庁舎制がある中で、非常な効率の悪さと、もしくは1庁舎の非常に耐震化されていない部分で危険を感じておりますので、早い段階で1つにする作業をする。それと、実はもう具体的などのような財源を使うかということもお話ししておりますので、もう期限のある財源でございますので、その期間内にその作業を終了するという考え方でございます。

葛城市におきましては、まず庁舎の部分でその作業をしていく。私、就任してから、縮小する作業を実はやってきました。というのが、サテライトスタジオ、覚えておられますか。寺口とゆうあいステーションのほうに出張所をお造りになられてたんですけども、それを閉

鎖いたしました。それと、忍海集会所で人権政策課等を出張させておったんですけども、これを庁舎内に戻しております。どちらかという、庁舎につきましては行政組織機能といたしましては集約化させる方向に働いておりますが、弱者の皆様方に関する施設、特にそのような施設については、今の現状を維持したい、できるだけ近いところで温かな行政サービスを受けていただくということを前提に、財政的なバランスを考えた中での作業をしておるところでございます。

ご心配いただいておりますが、これは事業といたしましてはもう手をつけた事業でございますので、どの時期に完結できるのか、それがいろんな意味で引き継いでやってきましたソフトランディングをさすという意味での事業が幾つも残っておる中での作業をしておるのが実情でございます。財政バランスを考えながら行政としてどのようなサービスを維持していけるのかということがこれからの大きな課題であり、いかに入りを増やすのかという、当然、国の補助をもらうということも前提ですし、ある種、税収を上げる作業をしないといけないというのが大前提でございます。

以上でございます。

川村委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 今、市長から、施設については統廃合はしないということで、非常に財政面で負担が今後とも相当かかってくるのかなという心配をしております。ただ、市民の皆さんに、そういう施設を利用されている皆さんも含めて利便性を維持していくと、こういうお考えかなというふうに思うんですけども、以前から職員の数が多とか少ないとかというふうなことも含めて、最近、自賄いから指定管理、民間委託等の経営をされておる自治体が非常に多いと、そういうようなことも1つの今後の財政面での課題じゃないかなというふうに、葛城市ではそういう道の駅等の例はございますけれども、そういうふうなことの検討を進めていく予定等、お考えがあんのか。

それからもう一つは、香芝市の市民ホールですか、モナミホールが老朽化によってもう閉館されておると。今後ということで、もう取壊しの予定だと。その代替えはどうするんだということで、広陵町とそういう協定を結ばれて利用を共有化するというふうなお話でございました。

今の市長のお話もありました、葛城市には文化会館が2つあってと、市民のためにそれなりに規模の大きいものと小さいものということで2つある。非常にいいことはいいんですけども、この2つを葛城市固有の財産として利用するということから、今、香芝市の例を取りましたように、近隣の市町村との共用等を図るということも、今後、検討の1つの方法になってこないかなというふうなことも思いますので、その辺のところと、この2点、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 その施設の性質によるものと認識しております。例えば、文化ホール、ホールの性質上、そこで使えます行事というものが一定の時期に重なってきます。一応、近隣の市町村と

いいですか、幾つかの市がそのホールを共有できないかということで県のほうでも検討されまして、その協議会に混ざってくださいというお話をいただきました。当然、うちのほうも前向きには検討しますがということでお答えはしましたんですけども、そのときにお話しした内容が、実は例えば複数の自治体を当たりますと、成人式という行事があるとしますと、その日が限られてしまいます。ですから、複数の自治体で同じ日に行事をすることになる。ほかの行事につきましても、例えば敬老の日でありますとか、いろんな市の行事をそのホールでやっておりますが、そのホールの催しが同じ日に重なってしまう。ですので、その施設の性質として、やはり自治体は独自で持たないといけない可能性が高い施設ではないのですかというお話をさせていただいたこともございます。

ですので、共有できる施設というのは共有する必要があると私は考えております。クリーンセンターは葛城市独自で持ちましたが、共有できる可能性のあった施設であるということも事実でございますし、今現在、し尿処理に関しましては、葛城清掃事務組合のほうで共有しておりますし、ですからその共有できる施設とそうでない施設は分離する必要があります。その中で、私が弱者の皆様といいますか、具体的には年配の方々や子どもたちに関するご利用いただく施設は、やはり一定の距離範囲内にあることが市民サービスとしてはふさわしい。じゃあそれをいかに財政的に維持ができるのかということが、実は大きな課題になっております。

いろんなご意見は頂戴いたしますが、実は5万人チャレンジの原点もそこにあるわけでございます。分子と分母でございます。3万人で2つの施設を持つということ、それが例えば人口が5万人になったら2つの施設を持つということがどのような効率化になっていくのかということを考えていただきましたら、そのような認識もあってもいいのではないかと考えておるところでございます。

各施設の維持につきましては、これから多大な費用が要するというのも理解した中での財政運営をしております。一時に増やすことがないように、分散した形で果たしてどこまでできるのかということが大切な作業になってくるのかなと思います。葛城市にとりましては、ほぼ耐震化の中で、できてないところが少なくなってきました。今回、今年度入れさせていただきました中央公民館、体育館等入れております。あと、耐震化できてない施設では、実は新庄スポーツセンター、笛堂のほうはまだですので、今年計画を作成して、次年度、持っていくつもりでございますし、このいきいきセンターは耐震やりましたら、何となくもう耐震としてはいけるという判断が出ましたので、そちらのほうはリニューアル作業に入る予定でおります。随時そのような形で、葛城市の施設がある種、維持管理ができる形に持っていったら、そのバランス感覚やと思います。

この3月議会でいろんなご意見頂きました。一時に十何億円、新規事業として上がってしまったというのは事実でございますが、ただ、緊急防災・減災事業債のほうの使用期限がございますので、それに乗った形の計画変更をする作業の中で一時に重なってしまったというのは事実でございますが、これは今申し上げてますように、国の援助を頂く中でのその作業に取りかかっているということでございます。香芝市の考え方は、そういう考え方があって、

その考え方にどうやということとは私のほうからは申し上げることはできないと思いますが、ホールという性格上、そういうような話もやはり考えないといけないのではないかという認識を持っておるといのは、以前には外部には発信した記憶がございます。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 冒頭にも私、言いましたように、この施設が市民にとって有効な施設であるということで、残すことに関しては異議はないわけなんですけども、繰り返しますけども、この大きな施設を維持管理するための行財政改革の考え方を今後持つ必要があるのかなという、大きな負担をどうやって軽減さすかと、このことに関して今後ともしっかりとご検討いただく必要があるのかと。それが、長く施設を皆さん方に使っていただく一番の必要性、そういうことを考えておくことが必要かなというふうに思いますので、いやいやもうこれ以上の負担かかったら潰すしかないというふうなことになるように、財政面での軽減措置、検討をお願いしておきたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣企画政策課長。

高垣企画政策課長 企画政策課の高垣です。よろしくお願いいたします。

コミュニティバスの利用状況につきまして、ご報告申し上げます。

令和元年度、令和元年4月から令和2年3月までの利用状況につきましてご報告いたします。なお、令和元年10月1日からミニバスルートの一部を予約型乗合タクシーへと改編するなど、これまでと運行形態が大きく変更となっております。

令和元年4月から令和2年3月における運行日数は358日です。1日当たりの利用者は、環状線ルートが92.62人、ミニバスルートが36.19人で、合計128.81人でございます。また、10月から運行開始いたしました予約型乗合タクシーの運行日数は175日で、1日当たりの利用者は2.22人でございます。ルート改編前である4月から9月と、改編後の10月から令和2年3月におけます各ルートの1日当たりの利用者数を比較いたしますと、環状線ルートは5.33人の減少、ミニバスルートは1.28人の減少で、合計では6.61人の減少でございます。また4月から9月まで、ミニバスルートで運行いたしましたEルート笛堂薑ルート、及びF笛吹梅室ルートは10月から予約型乗合タクシーへと変更しております。4月から9月までと、10月から令和2年3月までにおきます1日当たりの利用者数を比較いたしますと、1.16人の減少でございます。

令和元年10月以降の改編後の利用者数は減少しておりますが、これは令和元年7月から令和2年2月までの間、いきいきセンターのお風呂が故障し、曜日ごとに男女が分けて利用制

限を行っていたことや、施設利用者の減少、それと新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出に対する自粛要請も行われたこともあり、前年度と単純に比較できない状況でございます。

次に、利用促進に向けての取組です。希望者の方に作成いたしますマイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行を行っております。令和元年度は34名の方に68件の時刻表を発行しております。主な利用先としてはゆうあいステーション、大和高田市立病院となっております。また、コミュニティバスがどこを走っているのかが分かるバス現在地情報システム、バスロケーションシステムとナビタイムやジョルダンによるコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができる時刻表インターネット検索も、平成29年度から導入いたしております。なお、令和元年度におけるバス現在地情報システムのアクセス数につきましては、1か月当たり約220件でございます。

今後利用者増加のため、広報かつらぎへの利用案内の掲載をはじめ、アンケート調査の実施、利用者に対する聞き取りなど、多角的な分析を行い、利用促進に努めてまいります。

最後に、葛城市の環状バスれんかちゃん号の大和高田市立病院への敷地内の乗り入れに向けて、現在、大和高田市と協議を進めておりますことについてご報告させていただきます。

6月5日に開催する予定でありました葛城市地域公共交通活性化協議会を、書面による決議に変更し、6月10日までに構成員全員の賛成の決議をいただきました。その結果を踏まえ、大和高田市地域公共交通活性化協議会におきまして、葛城市のコミュニティバスの大和高田市立病院への敷地内の乗り入れが議案として上程されます。大和高田市において、6月23日までに書面による決議を行う予定であると聞いております。議案が大和高田市で了承されれば、敷地内への乗り入れが実現することになります。

今後のスケジュールといたしまして、大和高田市の法定協議会で決議後、大和高田市において病院のロータリー部分の工事の設計、入札を行っていただきまして、工事の完了が終われば、葛城市のコミュニティバスれんかちゃん号が市立病院への敷地の乗り入れが実現することになります。

事前準備といたしましては、運行事業者の奈良交通が試走を行いまして、大和高田市へ運行形態を協議、ダイヤ改正案を葛城市の地域公共交通活性化協議会に提出。協議会で了承され、近畿運輸局への変更の届出。そのあと承認され、実施の運びとなります。

敷地内乗り入れの実施予定時期といたしましては、10月をめどに実施する予定にしておりますが、大和高田市の状況もあり、全てこちらの都合でできないところもありますが、できる限り早く実現に向けて進めてまいります。

なお、ダイヤ変更後は、ルート短縮により、これまでの所要時間が約5分程度短縮されることとなります。また、乗降の場所も病院の敷地内となり近くなりますので、安全面からも向上すると思われます。今後もさらなる利便性の向上に向けて調査、検討を行い、協議を行っていく予定でございます。

以上でコミュニティバスの報告を終わります。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問がございましたら言ってくだ

さい。ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでございますので、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思いません。

最後に、政治倫理条例の内容検討についてを議題といたします。

本件につきましては、昨年12月定例会におきまして、本委員会の所管事項の調査案件として審査をしていただくことが決定しまして、本年2月13日に総務建設常任委員会協議会を開催し、本委員会として政治倫理条例の内容検討を進めていくに当たり協議をした結果、全議員に関わることでもありますので、議長に対して申入れを行い、2月25日開催の議会全員協議会で議題として取り上げていただき、協議を行いました。その際も、議員各位より様々なご意見を頂戴しまして、今後も引き続き検討していくことを確認していただいたところでございます。

そして、前回3月の定例会におきましては、今後の検討方法については、委員皆様のご意見をお伺いした結果、お手元に配付しております政治倫理条例第2条第2項第5号に規定されている、市から活動及び運営に対する補助または助成金を受け取っている各団体の長に就任しないこと、ただし市長は除くという部分についてご意見を頂いております。その結果、規定内容について理事者側の部分も含まれていますので、今後は理事者側の意見も聞きながら進めていくということを確認しております。

本日は、そういったことの流れを踏まえまして、政治倫理条例第2条第2項第5号の部分についてご協議をいただきたいと考えておりますが、今回もこの条例のほうをちゃんと用意しておりますので、これからのこの委員会での流れというもの、平成17年にこの政治倫理条例が策定されました。当時、この政治倫理条例策定の特別委員会もあったことでもありますので、この中で様々な議論があつて制定された経緯というものもあります。この経緯につきましては、ここにその当時いらっしゃった方もおられるんですが、何といたってもまだこの委員の中には少のうございます。議員のほうで議会としてこういった条例を作っていた経緯というのがございますので、今回、理事者のほうはご意見というところになかなか行きにくいところもあると思うんですけども、打合せの中でも、この内容については議会としての議論をしっかり聞かせていただきたいという旨もございましたので、皆様も当時、合併以来作られたこの政治倫理条例、議員としてどうあるべきかという倫理観についてこういった条例を制定したわけでございますので、この辺りの内容について、今回、藤井本委員から発議がありました第2条第2項第5号の部分、ここについてこの条例の改正をしたらどうかという提案に対して、1度この条例につきましても内容をしっかりと検討していただいた上でというふうな方向だと思っております。

今日は、またこのことにつきまして、当時のこともあるんですが、ずっと条例を皆さん読んでいただいていると思えますけれども、そもそもこの条例を検討しようという流れ、今回も発議者の藤井本委員もおられますので、もう一度、藤井本委員のほうから、この目的と言うていいか、その辺りのご意見を頂戴して始めていきたいなと思ってるんですけど、よろしく

お願いしたいと思います。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、委員長のほうからご指名をいただきましたので、発議者である私のほうから、振り返って経緯等についてお話を申し上げたいというふうに思います。

まず、これを発議させてもらった理由でございますけれども、葛城市政治倫理条例の第2条第2項第5号、「市から活動及び運営に対する補助又は助成等を受けている各団体の長に就任しないこと。ただし、市長等は除く。」というこの部分について発議をさせていただきました。

もっと以前に、先ほどあったように、これできた平成18年に改正されてるわけですが、この時点で私らもう既に議会議員だったわけです。このときに振り返ってみますと、各区の区長も議員におられました。記憶ですけれども、消防団長もおられました。この条例ができると同時に、市議会の活動の補助、助成を受けている各団体の長に就任しないこととなりましたので、一定期間の猶予期間を設けて、その猶予期間は忘れただけお辞めになられて代わられたと、条例がそういうふうにかしたというのがその当時のこの条例ができたことでございます。

昨年、この第5号について再度私のほうから発議をさせていただいたのは、いわゆる政治倫理条例違反じゃないかということで、政治倫理審査会にかけられた事案が1件発生をいたしました。ここで、「市からの活動及び運営に対する補助又は助成等を受けている各団体の長に」と、この部分でございますけれども、それはどういうことであったかということ、市からお金が出てるんですけども、奈良県のある部署に集約されて奈良県から助成をされていたと、こういうことであります。お金は市から持ち出しがあるわけですが、県を経由してお金が交付されたということで、そういう曖昧なところがあるということを政治倫理審査会からご指摘を受けたところです。

私自身、そのご指摘を真摯に受け止めて、今後そういうことが発生したときにちゃんとできるようにということで、市から直接受けてるか間接的に受けてるかという部分ですね。市からお金が出てるんですけども葛城市からその団体にボンと入ってくるお金と、市からお金が出てるんですけども一旦県を経由して入ってきてたと、こういうところら辺の曖昧さが指摘されたので、ここを見直すと、政治倫理審査会の曖昧な部分を審査しようとして、自分らのことでございますので、これを申し上げたところでございます。

かつ、この第2条第2項第5号、ここを見直すに当たって、以前から議会でも一般質問やいろんなところで言われてた、政治家、市長や議員、また市長らとなりますから、副市長も教育長も入るわけでございますけれども、この最後に、各団体の長に就任してはならないというものの、ただし市長等は除くと、こうなっている。この部分についても、今まで意見というのは一般質問等で数々出ておりましたので、ここも一緒になって考えたらどうやろうということを申し上げているところでございます。

具体的に申し上げますと、何を言うてるかということ、社会福祉協議会の会長に、今、市長は就任され、阿古市長が就任されただけ違うて、歴代ずっとされてるんですね。市になってか

らの長は全て社会福祉協議会の長に就任をされている。今、現時点で言うと、思い出すところによると、観光協会の長にも就任をされておる。ここらを見直す時期に来てるんじゃないかということで、この部分についても理事者の意見を聞きながら、これはやっつくべきであろうかと思えます。

といたしますのは、やっぱり、理事者、市長らという、忙しいですよ。忙しい言うたら嘘なわけで、それが市長は兼務というか除く、やってもいいですよ。この部分はもう時代にマッチしないという部分じゃないかなというふうにも考えておりますので、そういう発議させてもらったものとして、そういう意味合いを込めてそういう意味合いで発議をさせてもらったということをご理解得ながら、ご協議をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

川村委員長 ありがとうございます。当時、ちょっと振り返っていただきたいんですが、発議を頂いて、この問題が議会の中でも起こってございました事案につきまして、やはり前向きに今、議員としてしっかりと議論を交わして、皆さんの倫理観というものを高めるという目的とともに、こういった内容検討をしっかりと明確にしておく必要があるのではないかというような発議者の意向もございまして、本調査案件に入れたという経緯がございます。

そこで皆様のまたご意見も頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。ご意見いただく方、いらっしゃいますか。

岡本委員。

岡本委員 これ、前から同じ話ばかりやってんねけど、今、藤井本委員が提案されてる補助金の関係については、補助金と間接補助、この違いをずっとこう言われてるわけやんな。私は頭が悪いんか知らんけども、政治倫理に弁護士も入って偉い人もいてはって、1つの協議団体、県も国も市も出資してる、そっから来たら間接補助やと、今受けてるように、国、県、市、お金を出して、市が窓口になっていたら直接補助やと、この考え方がほんまに正しいんかなと。補助金と言うたら、間接であろうと補助金であろうと、私は全て補助金に該当するというふうに思うとるわけやから、この解釈からいうたら、間接であろうが直接であろうが、補助金と名が付いたら、やっばしこの条例どおりにいうたら、それで私はええと思うてるわけや。ということは、その間接補助ちゅうのはわしはよう理解でけへんねんけど、弁護士さんも入ってはって、それを間接補助と言わはって、プロの人やからそう言うてはんのか知らんけども、そんなところまでここで規制してしもうたら、これが間接かい、これがまた補助かいというようなことになってくるので、要はここで決めてあんのは、こういうようなことを、もうややこしい内容については触れたらあきませんよという意味が入ってあると思うとるわけや。そやから、私は前から言うように、そんな細かいところまで決める必要ないん違うかと。

それと、今言われたその市長という形で今も言われてるわけやけども、ただ単に社協、あるいは観光協会、市長が好き好んでなってるわけでも何でもなし。成り手がなしということと、やはりその社協でも、社協の会長をしていうたら無報酬ではいかへん。何らかの報酬もせないかん、そういうようなことも含まれた中で、市長になってもらう。そんな決め方をし

であると私は解釈をしますし、公営企業法まで遡ったらあかんけども、あまり細かいところまでいったら水道事業管理者誰やねん、本来から言うたら事業管理者置かなあかんわけや。だから、それは公営企業法で兼務できると書いてあるよってあれやけども、社協も同じことやん。兼務できるということになってあるわけや。そやから、そこまで突っ込んでいって、本当にこの政治倫理条例まで改正せなあかんのかということ、私は勉強不足で分かりませんけども、私は必要ないのかなというふうに前から同じ意見を言わしてもらってるということです。

川村委員長 ほかにご意見求めたいと思います。

増田委員。

増田委員 この補助金を受けている団体という表現が、非常に曖昧であるということかなと思うんです。間接、直接という表現をして条例を変えたとしても、それが何に当たるんか、どういう団体に当たるんかというところの判断というのは非常に難しいのかなというふうに思いますので、その辺のところの整理が必要かなというふうに、その部分については感じました。

それから、市長を除くという部分ですけども、この社会福祉協議会、今回のコロナに係る業務も含めて、非常に重要な業務を社会福祉協議会がいただいていると。介護も含めて、多岐にわたる業務になっておるというふうに私は認識してるんです。その重要な社会福祉協議会のトップが市長であるということで、トップとしての人事管理、業務管理ができるのかなと、非常に多忙な中でやっていただくには少しハードな業務であんのかなと。いや、任せてるということであれば、私は非常にその管理、社会福祉協議会という全体の業務に関する人事管理も含めたそういう業務が不足する懸念もちょっと感じますので、それなりの方にこの業務の管理を適切にやっていただく必要があるのかなと。

市民のほうからは、この社会福祉協議会に対するいろんな批判も私のところにも届いております。そういうことも含めて、きちっとした業務管理、人事管理をする体制を作っていただく必要があるのかなと、そういうふうに感じております。

川村委員長 ほかにご意見は、また。

吉村委員。

吉村優子委員 これもいろいろ議論ありましたが、結局これ平成17年にいろいろ考えられてやられて、平成18年に改正ですけども、やはりここに戻っていくのかなという感じで、別に改正は必要ないのかなというふうに思っています。でも、市長の、今、社会福祉協議会の長とかというのは、これは倫理条例とはまた別でと思ってます。だから、それは市長がなるのか誰かになるのかというのは、これとまた別の問題かなというふうにも思ってるんですけど、私はもうこのままでいいと思ってますけれども。

川村委員長 分かりました。

松林副委員長。

松林副委員長 こういふことを言いますと、またちょっと話が振出しに戻るようなことになると思うんですけども、この第2項第5号のこの分なんですけども、今までこれ来てて、特にずっとこれ来てたんですけども、倫理条例で来てたと思うんですけど、これで特に問題が発

生した事例という部分は1例だけですかね。その部分は明らかな部分やと思うんですね。明らかに抵触してるということ、それはもう明らかや思うんですね。それ以外のところで、あまりそういうような事例がないのであれば、藤井本委員がご指摘されてる部分は、非常にこれと照らし合わせて、ああ、せやなあという納得できる部分であって、あと何かほかにそういう今まで不具合とかそういう事例があれば、やっぱりこれも変えるべきや思うんですけども、どないでしょう。これは特に何か今まで何か問題あったんですかね。そこらをちょっと。

川村委員長 この1件の事例というか、最近あった事例のことにつきまして、政治倫理審査会にかけられたその結果というのを、事務局、その結果というのはいえますか。結果は、一応発表されてるよね。何について問われたかというところをもう一回明確にする必要があるかと思えますので、その辺りを読み上げていただければ、審査結果。

岩永議会事務局長 議会事務局の岩永でございます。

そしたら、審査結果の回答書という書類がございまして、そこの審査結果のところだけ読まさせていただきます。具体的な委員会の名前が入ってるので、もうそこは省略をさせていただいて、「某委員会の代表を務めていたことについて、平成26年度までの代表の期間は交付金が奈良県農地・水・環境保全向上対策地域協議会から加守地区地域保全向上委員会へ、支払われているため違反しているとは認められないが、本件審査中に明らかとなった平成27年度に代表をしていた数か月間については、葛城市より交付金が支払われている年度に該当するため、違反していると判断した」ということを書いてます。だから、県の農地・水・環境保全向上対策地域協議会、ここから出てる部分に関しては違反と認められない。ただし、葛城市から補助金が出た平成27年度に関しては違反と認められる期間がありましたという報告結果でございます。

以上です。

川村委員長 今、局長のほうからその審査結果というのを発表していただきましたけれども、この内容は直接、間接と、この曖昧な直接、間接を、あえて直接という部分について審査をしていただいている。そして、そこの団体の長に就いてた期間、要するに葛城市から直接振り込まれたというその補助金の内容について、数か月長をしていたという部分について、明らかに違反であるということ審査していただいているという結果でございます。

私は先ほどから、この平成17年に作られたこの政治倫理条例の中のこの第2条第2項第5号、ここの部分のこの内容が非常に曖昧であるということで、当時、吉村議長、また藤井本議長が、ここが明確でないがためになかなか判断がつきにくいけれども、最終的には政治倫理審査会でそのようなご判断をいただいたということになっておりますので、やはりこのままであるがゆえに、なかなか明確にその意識を持てる、倫理観の問題ですから、明確に文面にしなくても当然やと。ただ、その直接、間接なのかというところが、今現在そういう部分があるのかないのかというところは、やはり先ほど増田委員が言われたように、どのような団体だったらこういうことに抵触してくるかという、1個1個個別の内容についてしっかりと検討していかないと、全体像だけでポンと決めてしまうと、さっきのような、この当時起こったような、結局は曖昧過ぎて分からない、漠然とした条文であるがゆえに分からないと、

明確でない、皆個々の議員の意識がばらばらであるというような結果が出てきてますので、私はあえてこの政治倫理条例の検討については、やはりもうこのままでいいとかいうような方向は、ちょっと簡単にもうこのままで置いとくとかいうようなことになることはいけないのじゃないかなと、これはやっぱり考えていけないといけないのかなと、個々の議員の意識ですけれども。そこに市長についてのことも、先ほど岡本委員のほうから詳しく当時の、なぜこういう背景になったかというような内容も、行政側の問題、例えば人件費がかかっていくやないかとかいうようなこと、それから増田委員が言われた、業務上そういうことが全部把握し切れる団体長としてふさわしいのかというような内容にも関係してきますので、これはやっぱり時間をかけて検討していくということは必要であるかと私自身は思っております。

もちろん、これについてどんな方法でこれからやるかというところですけど、前に個々の団体の資料を頂きましたけれども、今言うてる観光協会、そして社会福祉協議会も併せて、どういうメリット、デメリット、市民からのそういった批判の声も含めてあるのかということ、個別にやっていけないといけない、こつこつとやっていけないといけない。このときに限って、今いろんな立場で世間も政治倫理に問われてることというのはありますので、やっぱり議員としてしっかりとそこところは認識してっていく作業というのは必要ではないのかなと私は思っておりますが、これは議員全体に関わることでありますので、議長のほうにもう一度ここでこの内容をもうこれぐらいにしておくのかというような、これから方向性ですよ。これをわざわざ調査案件にしたということは、市民の皆さんも簡単にここで政治倫理について議員はどう思ってるのかという個々の内容について、やっぱり興味深いところはあります、これもインターネット中継されてますので。

だから、私はこういうことは進めていくべきやと思っておりますが、私の一存ではまたいけませんので、もう一回、議会全員協議会の中で議長のほうに、そういった方向性についてこれから再度、どういう作業をこれからしていくかということについて1度ご意見を伺ってまた進めていきたいと思ってるんですが、皆さんいかがですか。

松林副委員長。

松林副委員長 この第2条第2項第5号のこの分なんですけども、この部分について追加補足で詳しくやるということもええと思うんですけども、この表現の仕方が、個々に全部上げていくんか、ここが非常に難しい。間接、直接問わずという表現が、これでもまだちょっと曖昧な部分があるので、ここを附則という形で、団体をずっと上げて別に表記するんか、いろんな方法はありますが、非常にそこが難しいかなと私は思うんですけど、そこらが。

川村委員長 今、どの団体がいいとか悪いとかいうのを条例の中にうたうということではなくて、そういう精査をしていって、その今言う表現がいいのか悪いのかということに、要するにこの条文の内容について非常に曖昧でどう捉えてよいか分からないということですので、また藤井本委員に戻しますが、今回これを調査案件にしていくという方向に発議をさせていただいていうところに、やっぱりこれについての問題点、議員としてこれをやっていくべきだという、そういう部分についてご意見いただいたらと思います。

藤井本委員。

藤井本委員 こうやって政治倫理条例、自分らのことを話し合う場ですので、これはこういうふうに私も発議して、こういうことでもっと協議をしていこうということになったことについては、それは正しかったのであろうかというふうに思っています。冒頭に申し上げましたように、1度、政治倫理審査会から、そういうふうな、先ほど局長からお話あったように、やはり判断に時間を要するような分かりにくいという部分があったという指摘があれば、今お話あったように、ちょっと文の捉え方なんです。ここがどう捉えたらええのかということ、直接とか間接とかそんなもん抜きにして、またほんなら列記するのがええのかという話になりましたけど、その辺を一番いい方法で、1度失敗したことを、たとえつまづいたことがあれば今後つまづかないようにすると。ただ、私の言いたいのはそれだけ、そういうことでございますので、ここは時間をかけて自らのことをお話しされて、この機会に、やはり今日のテレビでもやってるように国会議員が逮捕されるというようなこともございまして、政治倫理条例、政治倫理ということについて、もう一度、目を向ける時間に、機会にさせていただいたらありがたいと思います。

以上です。

川村委員長 もしご意見があれば、市長、お願いします。

阿古市長 非常に懐かしい条例でございます。旧當麻町でありました条例が、合併したことによって葛城市の政治倫理条例として制定をされたという、まさに約2年近くの議論を重ねて、その当時の議員、私もその1人ではございましたが、議論をした内容でございます。

政治倫理条例そのものについては、罰則というものはございません。ですので、あくまで倫理観を持ってやってくださいよということの条例でございます。まずその中で、厳密にいろんなことを縛るのか縛らないのかということになったときに、ある種曖昧な表現というのは実はそこにあるのではないのかなという、その当時その認識を持っておりました。倫理観を持って疑われることのないように努めなさいよというのが、その職になった者の使命であると、倫理観であるというのはまさにその部分でありますので、その曖昧性については幅広くその責任を問われるんだという認識を持つということが大切なのかなというように思います。

それと、先ほどの政治倫理審査会、こちらのほうは私はもう全く関与しておりませんが、先ほどの返答の中で、政治倫理審査会としては結論をこの条例に照らし合わせて出していると判断をしております。ある種、一定の期間はこれは明らかに違反ですよ、それ以外の期間はそうではないですよという結論を出しておりますので、この条例に沿った中で、その審査会での判断を出されたものだと、行政の長としてはそのような認識を持っております。

それと、私に関する部分でございます。この政治倫理条例という中で議論されるのはどうなのかなという気がいたしております。市長である我が身を鑑みますと、倫理観を持っている職を務めておるわけでございます。ただその職の中で、時間的に厳しいであるとか業務量が多いですとか少ないですとかいう議論は、その政治倫理条例とは別の議論でございます。ですので、実際問題として業務量が多過ぎて務めることができなければ、それは倫理観ではなくて、業務としてそれはその市長に代わる者を充てるという作業を市長はする必要が

あるのかも分からないということでございますので、政治倫理条例とはまた別のものであるという認識をしております。

今回初めてこの会に出していただきまして、議論をされてるという内容を初めてお聞かせいただきましたので、初めての内容ですので、ただ、今の部分について、例えば副市長はシルバー人材センターのたしか長をしてたように思いますし、多分いろんな業務があったように思うんですけども、そういうようなことも全然分かりませんし、まず今日お聞かせいただいた中で感じたことというのは以上でございます。

川村委員長 ありがとうございます。こういった市民に見える化する、こういう政治倫理について、議会側もそして行政側もどういう考えでいらっしゃるのかということ、今回初めて市民の皆様にも見ていただけるという状況になっていますことは、大変私もそういうことではガラス張りでもいいなと思っております。

この議論は、今、この条例については議員が作った条例でございます。今、市長が言われたように、市長の立場として行政側の立場として内容はどうなのかということとどこどうリンクするのかということ、またそういった今日のご意見を頂いて我々もまた考えていくところではないかなというふうにも思いましたし、今後これをもう一度、議会、議長のほうに全員協議会で一度諮っていただきまして、どう進めるかということにつきまして、もう一度、皆さんご意見、全員の意見を頂きたいと思っておりますので、申入れをさせていただきますので、議長よろしく願いいたします。

下村議長 今、委員長からお話がありましたとおり、全員協議会で1度協議といいますか、全議員の中で協議する機会を持ちたいと思います。それだけちょっとお約束しておきます。

川村委員長 よろしく願いいたします。

何か、じゃあ委員の皆様、ご意見ありましたら。

増田委員。

増田委員 1つ、教えてください。補助金を受ける団体ということで、私の認識では市から補助金を受けてる団体と、これ間接やどうやこうやとつけるとかいうお話であったかなと思うんですけども、例えば、国、県、市、全てそういう公共の補助金をもらってる団体の長になったらあかんというふうな表現をしたときに、国の補助金というのは、私の認識では市経由で各団体に落ちるのが通常なんかなと思うんですけども、イレギュラーなんはこの先ほど紹介のあった水農のあの短期間の直接支払いであって、そのほとんどが市経由で支払われてるのかなというふうに思うんです。その辺の内容について確認をさせていただきたいなというふうに思います。

それともう一つは、先ほど市長のほうから、議員と市長と、市長側としての立場の制限というか、倫理条例というのはいかがなもんかというお話でございましたけれども、このタイトル見てください。タイトルというか、第2条の頭から、「市長等及び議員は」と、こういう内容なんですわ。市長がこういうふうに申されてるというのであれば、もう議員に限った倫理条例にしていかんと、この議論、議会だけでご審議いただいて越権行為になるというようなことであれば、議員だけの条例に変える必要があるのかなと思うんですけども、どうで

すか、委員長、そこんところ。

川村委員長 阿古市長、その当時、これは旧當麻町のときからというふうに今さっきおっしゃってられましたけども、当時、その作成の折に当時町長ですよ。町長の政治倫理も含めたような条例の内容であったのかということは、吉村委員もこの当時、市の条例制定のときにおられました。ちょっとご意見聞かしていただきたいんですけど。

阿古市長。

阿古市長 当然、旧町の時代から、町長、町議会議員を対象とした政治倫理条例であります。先ほど申しあげましたのは、その倫理観をとにかく疑われることをしないようにしなさいよというのが本来の趣旨でありまして、ですから先ほども申しあげてますように、条例なんですけども罰則がない条例でございます。せやから、あくまで本人の倫理観を大切にしなさいというのが本来の目的でございます、自らそういう疑われるような行為をしないようにという戒めの条例でございます。

そのことが原点にあるということをご理解いただきたいなというのと、もう一つは先ほど申しあげたのは、市長としてはいろんな団体の長をお受けしておりますが、それは倫理観というものは持ってお受けしとるわけでして、それでその業務が例えば忙しいからそれはちょっともうその長としての責任が持てるのか持てにくいのかというような議論というのは、また倫理観とは別の話ではないですかということも申しあげたわけでございますので、別にその倫理観の中に市長は当然倫理を持って務めるというのは当然でございます。ですので、その当時たしか、私の記憶では安川町長でございましたけども、あの人のご親戚はパン屋さんか何か町の納入を止められたように記憶しておりますけども、それもこの倫理条例からいうと範囲外であったんですけども、その当時の町長はそういう判断をされて、その業務を控えられたような記憶もありますし、あくまでその政治家としてどういう倫理を持って務めるのかというところがあくまで原点であります。

以上です。

川村委員長 ありがとうございます。参考になります。

吉村委員。

吉村優子委員 委員ではなかったんですけども、要するに先ほどからおっしゃってるように、自覚だと思っんですよ。だからここで細かくしても、じゃあここに書いてないことはいいのかということになりますでしょう。そうじゃなくて、議員として自覚を持ってちょっとどうかという部分にはもうここに就かないとか、そういう思いで、そう言うと身も蓋もないかもしれませんが、だから私は、この文でいいのかなというふうに思いますけれども。

川村委員長 参考にいろいろな意見を聞かせていただきましたので、今日、その市長の部分まで踏み込んでいくのかと、さっき増田委員のほうからご意見頂きました。その辺りも、議員の全員の意見を聞かしていただいて、ここでまたその結果も公表していきたいと思っておりますので、本日はこの程度でとどめておきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川村委員長 ありがとうございます。

それでは、本件については以上といたします。

最後にお諮りいたします。尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、公共バスの運行について及び政治倫理条例の内容検討については、事業の進捗などに伴い、随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれの閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よってこれら5件の調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員がいらっしゃいますので、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

川村委員長 それでは、委員外議員の発言を終結いたします。

本来、質問ではないのであれなんですが、前は資料をもって結構たくさんの報告がございました。前は3月です。その柱と言われますけども、行政側からの報告はなくても、こちらからいろいろなお問い合わせはできると思いますので、今、委員外議員、委員からはそういった内容のことも聞くこともできますので、特にこれだけ絞るというようなことで、行財政改革ということですので全般ということ考えていただけたらいいかなというふうに思っておりますので、また、これお問い合わせじゃないんですけども間違えて伝わらなければいけないので、前回3月議会にはきちっとした資料を頂きましたので、そういったまた意見のほうも委員のほうからありましたということだけ、申し訳ないですけど訂正もさせていただきたいと思っております。

長い時間ありがとうございます。ちょっとお昼も過ぎまして、いろんなご意見を皆さんから頂戴いたしました。非常に多岐にわたっての議論ができたかなと思っておりますので、理事者の皆様もこれを真摯に受け止めていただきまして、これからのまた市政のほうに反映していただきますように、ぜひともよろしく願いいたします。

本日はありがとうございます。

閉 会 午後0時35分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

川村 優子